

二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第3項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

令和8年4月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治

免許の取消をした年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
令和8年4月22日	佐藤 清	17883	死亡
令和8年4月22日	田辺 正良	10305	本人の申請
令和8年4月22日	井上 美和子	33811	本人の申請